

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年6月2日

福島県相双建設事務所長 佐藤 敬

工事（委託業務）番号	第26-41370-0069号
工事（委託業務）名	河川海岸維持管理工事（河道掘削）
質 問 事 項	
<p>1. 測量前の伐採についてですが、草丈2～3メートル以上の葎が密生しており非常に困難な為計上して頂けるのでしょうか。</p> <p>2. 同路線内で対岸等に重機を移動する際に、水位や河床土質の影響で自走移動出来ない場合や橋梁の重量制限により搬送が出来ない場合に実績による重機搬送の変更を計上して頂けるのでしょうか。</p> <p>3. 土砂積込み機械として堤防天端から掘削土砂集積場所の堤防内小段との高低差が4～5メートルあり、標準型バックホウでは作業に無理がある為ロングアームバックホウが必要となりますが、設計変更で計上して頂けるのでしょうか。</p> <p>4. 場内に於ける小運搬についてですが、河川内走行可能な場所が狭くトラック走行は不可であり不整地運搬車の使用が必須ですが、方向転換するには足場が狭く足場を傷めたり、履帯外れをおこす恐れがある為、旋回式不整地運搬車使用の設計変更を計上して頂けるのでしょうか。</p> <p>5. 伐竹除根作業についてですが集積及び除根後の整地法面整形作業を行った場合変更設計として計上して頂けるのでしょうか。</p> <p>6. 伐竹除根作業についてですが運搬・処分等が必要な場合は変更設計として計上していただけるのでしょうか。</p> <p>7. 作業時間についてですが、河川内潮の干満により水位が変化する為8時～17時を原則として、就業時間の変更は無く始業時間の変更を了承して頂けるのでしょうか。</p> <p>8. 残土搬出先は暫定として小高区村上地内となっていますが、地元要望等による経路の変更が生じた場合、運搬距離の変更を計上して頂けるのでしょうか。又、残土搬出先覆工板等の仮設材が必要となった場合その設置撤去手間及びリース料金を変更設計として計上して頂けるのでしょうか。</p> <p>9. 残土搬出先が小高区村上地内(村上海岸仮置場)となっておりますが、現状搬入の余地が無いように思われますが契約後直ちに着工出来るのでしょうか。</p>	

## 回 答 事 項

1. 測量前の伐採について、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議に応じます。
2. 重機搬送について、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議に応じます。
3. 土砂積み込み機械について、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議に応じます。
4. 場内小運搬について、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議に応じます。
5. 整地について、福島県土木工事積算基準Ⅲ-2-③-1およびⅢ-2-③-12に示す通り、積算条件に含んでいます。法面整形については、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議に応じます。
6. 伐竹除根による運搬・処分等について、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議に応じます。
7. 作業時間について、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議に応じます。
8. 残土搬出先までの運搬経路について、令和7年度実績に伴う通行可能ルートにて距離を計上しています。そのルートと乖離が生じる場合は、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議に応じます。残土搬出先での仮設材については、残土搬出先で設置することを基本としていますが、個別に必要な場合は福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議に応じます。
9. 残土搬出先（小高区村上地内〔村上海岸仮置場〕）について、現時点において受入れ可能であり、契約後速やかに着工可能です。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成20年3月28日付け19財第7998号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成20年3月28日付け19財第7986号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。